

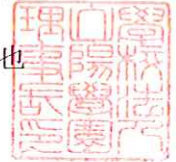
山陽学園大学助産学専攻科の廃止について（届出）

令和8年4月6日

文 部 科 学 大 臣 殿

学 校 法 人 山 陽 学 園

理 事 長 谷 本 欣 也



このたび、下記の事項について、学校教育法施行規則第2条の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。

記

山陽学園大学助産学専攻科の廃止に係る学則変更

廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法について

| 事 項 | | 記 入 欄 | | | | |
|---------------|--------|--|------------------------|------------------------|---------------------------------|--------------------|
| 計画の区分 | | 山陽学園大学助産学専攻科の廃止 | | | | |
| フリガナ 設 置 者 | | ガッコウホウジン サンヨウガクエン 学校法人 山陽学園 | | | | |
| フリガナ 大学の名称 | | サンヨウガクエンダイガク 山陽学園大学 (Sanyo Gakuen University) | | | | |
| 大学本部の位置 | | 岡山県岡山市中区平井一丁目14番1号 | | | | |
| 廃止する専攻科の概要 | 名称 | 修業 年限 | 入学定員 | 収容定員 | 廃止時期 | 所在地 |
| | 助産学専攻科 | 1 <small>年</small> | 10 <small>人</small> | 10 <small>人</small> | 令和8年3月31日 <small>年月日</small> | 岡山県岡山市中区平井一丁目14番1号 |
| 廃止の事由 | | <p>助産学専攻科は、本学看護学部の付加価値を高め、認知度の向上と社会的ニーズに応えることを目的に、2016年度に開設したものであるが、一定の成果を上げたこと、また、出生率の減少による出産件数の減少に加え、助産師だけでは対応できないハイリスクな出産の増加により、学生の実習対象となる出産件数が著しく減少しており、実習要件の達成に苦慮しているため、令和7年3月25日から学生募集を停止した。このたび、令和8年3月31日付で最後の在学生在が修了することとなり、については、助産学専攻科を廃止する。</p> | | | | |
| 学生の処置方法 | | <p>令和8年度以降において在籍する学生は存在しないため、廃止に伴う特別な対応は必要としない。</p> | | | | |

令和9年4月施行

山陽学園大学学則

学校法人

山陽学園

山陽学園大学学則

| | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 平成6年3月28日制定 | 平成21年10月5日改正 | 平成30年3月8日改正 |
| 平成7年3月22日改正 | 平成22年3月17日改正 | 平成30年9月20日改正 |
| 平成7年5月31日改正 | 平成23年3月22日改正 | 平成30年10月11日改正 |
| 平成8年3月14日改正 | 平成23年5月31日改正 | 平成31年3月12日改正 |
| 平成8年11月26日改正 | 平成23年9月14日改正 | 令和元年12月17日改正 |
| 平成11年3月24日改正 | 平成23年12月16日改正 | 令和2年3月16日改正 |
| 平成11年11月24日改正 | 平成24年9月20日改正 | 令和2年4月2日改正 |
| 平成12年3月22日改正 | 平成24年12月14日改正 | 令和2年8月11日改正 |
| 平成12年5月19日改正 | 平成25年3月18日改正 | 令和3年3月8日改正 |
| 平成13年3月19日改正 | 平成25年9月17日改正 | 令和3年3月22日改正 |
| 平成14年3月19日改正 | 平成26年3月19日改正 | 令和3年12月20日改正 |
| 平成14年5月21日改正 | 平成26年9月18日改正 | 令和4年6月27日改正 |
| 平成14年11月27日改正 | 平成27年3月19日改正 | 令和4年12月19日改正 |
| 平成15年3月18日改正 | 平成27年5月21日改正 | 令和5年5月22日改正 |
| 平成16年3月17日改正 | 平成28年5月19日改正 | 令和5年12月18日改正 |
| 平成16年9月28日改正 | 平成28年9月15日改正 | 令和6年3月25日改正 |
| 平成17年3月30日改正 | 平成29年3月10日改正 | 令和6年12月23日改正 |
| 平成17年12月9日改正 | 平成29年5月18日改正 | 令和7年3月24日改正 |
| 平成18年12月12日改正 | 平成29年6月23日改正 | 令和7年12月1日改正 |
| 平成20年3月13日改正 | 平成29年9月25日改正 | 令和8年3月23日改正 |
| 平成21年3月17日改正 | 平成29年12月14日改正 | |

第1章 総 則

第1条 本学は、明治19年の学園創立以来一貫して培われた「愛と奉仕の精神」を基礎とし、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに、学術の中心として総合人間学、地域経営学および看護学に関する専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する事を目的とする。併せて、教科の履修内容によって、教育職員、学芸員、司書、学校図書館司書教諭、看護師および保健師を養成する。

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに前条の目的を達成するため、教育研究等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。

② 前項の点検および評価の実施について必要な事項は別に定める。

第2章 学部、学科、専攻科、学生定員および修業年限

第2条 本学において、次の学部および学科を設置する。

| | |
|--------|----------|
| 総合人間学部 | 言語文化学科 |
| | ビジネス心理学科 |
| 地域経営学部 | 地域経営学科 |
| 看護学部 | 看護学科 |

② 総合人間学部は、国際化、情報化、多様化した現代社会の中で、自己を確立して人間らしく生き、より良好な社会や人間関係を構築するための理念や方途を教育研究し、それによって次世代を担う人材の社会貢献に資することを目的とする。

1. 言語文化学科は、英語、日本語および東アジアの言語を実践的に学ぶとともに、言語の背景にある社会的、文化的な特質を教育研究し、多文化共生の理念に基づき、地域社会や国際社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

2. ビジネス心理学科は、現代社会における人の心理や行動を科学的に分析する知識や技能を修得するとともに、社会生活や経済活動等での諸問題を理解し、解決する方策を主体的に提案、実践できる人材を育成することを目的とする。

③ 地域経営学部は、理論と実践の往還により知識・技能を着実に修得し、地域の中核となって主体的・実践的に活躍できる人材を養成することで、地域社会の変革・創造に資

することを目的とする。

- ④ 看護学部は、本学の伝統である「愛と奉仕」の精神に基づき、豊かな教養と人間愛を備え、科学的思考法と専門的知識・技術を体得し、社会的信頼を得るに足りる看護専門職者を育成することを目的とし、もって保健・医療・福祉の向上に貢献することを使命とする。

第2条の2 本学において設置する学部の学科およびその学生定員は次のとおりとする。

| 学 部 | 学 科 | 入学定員 | 編入学定員 3年次 | 収容定員 |
|-------------|-------------|------|--------------|------|
| 総 合 人 間 学 部 | 言 語 文 化 学 科 | 45 | 5 | 190 |
| | ビジネス心理学科 | 45 | 5 | 190 |
| 地 域 経 営 学 部 | 地域経営学科 | 48 | 4 | 200 |
| 看 護 学 部 | 看 護 学 科 | 76 | 8 | 320 |

第3条 本学の修業年限は4年とする。

第3章 学年、学期および休業日

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5条 学年を分けて次の二期とする。

前 期 4月1日から9月20日まで

後 期 9月21日から翌年3月31日まで

第6条 本学における休業日を次のとおり定める。

土曜日

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学園創立記念日 10月18日

夏季休業日 8月1日から9月20日まで

冬季休業日 12月25日から翌年1月10日まで

春季休業日 3月11日から3月31日まで

- ② 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、または休業日を変更することができる。
- ③ 休業日の期間中においても必要な実習その他を課することがある。

第7条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

- ② 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

第4章 教 育 課 程

第8条 本学において開設する授業科目は、次のとおりとする。

総合人間学部

共通教育科目、専門教育科目

地域経営学部

共通教育科目、専門教育科目

看護学部

共通教育科目、専門教育科目

- ② 前項における科目および単位数は、別表1、別表2および別表3によるほか、学長が、教授会の意見を参考にして、別に定めるところによる。

第8条の2 本学において教育職員免許状を得ようとする者は、前条に規定する科目のほか、教育職員免許法および同法施行規則に定める科目および単位を修得しなければならない。

- ② 本学において取得できる免許状の種類および教科は、次のとおりである。

総合人間学部言語文化学科

中学校教諭一種免許状 英語・国語

高等学校教諭一種免許状 英語・国語

看護学部看護学科

養護教諭一種免許状

第8条の3 本学において学芸員の資格を得ようとする者は、第8条に規定する科目のほか博物館法に基づき、本学の定める科目および単位を修得しなければならない。

第8条の4 本学において登録日本語教員の資格要件を得ようとする者は、本学の定める科目および単位を修得しなければならない。

- ② 前項の科目および単位の修得について必要な事項は、別に定める。

第8条の5 本学において学校図書館司書の資格を得ようとする者は、第8条に規定する科目のほか本学の定める科目および単位を修得しなければならない。

第8条の6 本学において司書の資格を得ようとする者は、第8条に規定する科目のほか図書館法および同法施行規則に基づき、本学の定める科目および単位を修得しなければならない。

第8条の7 第8条で定める教育課程のほか、特定の分野又は課題に関する授業科目で体系的に構成された教育課程（以下「副専攻」という。）を開設し、その学修成果を認定することができる。

- ② 副専攻について必要な事項は、別に定める。

第5章 履修の方法、学修の評価、課程修了の認定および卒業

第9条 本学において開設する授業科目は、これを必修科目、選択科目および自由科目とし、4か年に分けて履修させるものとする。

- ② 前項のうち、自由科目の単位は、卒業に必要な単位数には含めない。

第9条の2 授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- ② 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

第10条 学生は毎年度の当初に当該年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- ② 学生が1年間に登録できる単位数の上限を設ける。登録単位数の上限については別に定める。
- ③ 学生は、第1項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することはできない。

第11条 各授業科目を履修した者には、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える。

第12条 試験等の時期は、原則として学期末または学年末とするが、各授業科目担当者が必要と認めるときは臨時に行うことができる。

第13条 当該授業科目の履修について年度当初に登録していない者は、試験を受けることはできない。

第14条 病気その他やむを得ない事由により定期試験に欠席した者については追試験を行うことがある。

第15条 試験等の評価は、S・A・B・C・D・Fをもって表わし、C以上を合格とし、D・Fを不合格とする。

第16条 教育上有益と認めるときは、学生が入学前に修得した単位を次の各号により本学において修得したものとして認定することができる。

1. 大学または短期大学における授業科目の履修により修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）
 2. その他文部科学大臣が別に定める学修で本学が大学における授業科目の履修とみなした学修
- ② 前項の単位の認定は、編入学、転部、転科の場合を除き、60単位を超えない範囲とする。
 - ③ 前2項の単位認定の取り扱いについては別に定める。

第17条 各授業科目の単位数は、1単位を45時間の学修を必要とする内容をもって構成する。

- ② 単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準による。
 1. 講義および演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
 2. 実験、実習および実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- ③ 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第18条 教育上有益と認めるときは、本学以外の国内・国外の教育機関等において学修し、修得した単位を次の各号により本学の授業科目の単位として認定することができる。

1. 本学と留学に関する協定のある外国の大学または本学の認定する外国の大学等に留学し、修得した単位。

2. 本学と単位互換に関する協定のある大学等で履修し、修得した単位。
 3. その他文部科学大臣が別に定める学修で本学が大学における授業科目の履修とみなした学修。
- ② 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、第16条第2項の単位と合わせて60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。
 - ③ 前項に関する規定は別に定める。

第19条 履修の方法および要件等について必要な事項は、各学部の履修規程に定める。

第20条 本学を卒業するためには、学生は4年以上在学し、かつ、次に定める単位数を修得しなければならない。

| 学 部 | 学 科 | 共通教育科目 | 専門教育科目 | 自由選択枠 | 卒業するために必要な総単位数 |
|--------|----------|--------|--------|-------|----------------|
| 総合人間学部 | 言語文化学科 | 36 | 70 | 18 | 124 |
| | ビジネス心理学科 | 36 | 70 | 18 | 124 |
| 地域経営学部 | 地域経営学科 | 36 | 70 | 18 | 124 |
| 看護学部 | 看護学科 | 26 | 110 | — | 136 |

- ② 前項に定めるもののほか、学科において卒業要件を定める場合は、別に定める。
- ③ 第20条第1項に定めるもののほか、教育職員免許状、学芸員資格、司書資格および学校図書館司書教諭資格を取得する者のため、教科に関する科目、教科または教職に関する科目、教職に関する科目、学芸員に関する科目、司書に関する科目および学校図書館司書教諭に関する科目をおく。これらに関する授業科目とその単位数は別表4のとおりとし、そのうち一部の科目は専門教育科目のうち選択科目として、卒業単位に算入することができる。

第21条 本学則に定める授業科目および単位数を修得した者を卒業とし、次に定める学士の学位を授与する。

総合人間学部

言語文化学科 学士（人文学）

ビジネス心理学科 学士（ビジネス心理学）

地域経営学部

地域経営学科 学士（地域経営学）

看護学部

看護学科 学士（看護学）

- ② 前項の卒業の認定は、教授会の意見を参考にして学長が行う。

第6章 入学、退学、転学、転部、転科、休学、留学および除籍

第22条 入学の時期は毎学期の始めとする。

第23条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当し、かつ本学において実施する入学者選抜試験に合格した者とする。

1. 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに

相当する学校教育を修了した者を含む。)

3. 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 4. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 5. 外国において、高等学校に対応する課程（その修了者が当該外国の学校教育における11年以上の課程を修了したとされるものであることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを修了した者
 6. 文部科学大臣の指定した者
 7. 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者および高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
 8. 第1号ないし前号に定める者以外で、本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- ② 前項第7号に定める個別の入学資格審査について必要な事項は別に定める。

第24条 本学に入学を希望する者は、本学所定の書類に入学検定料30,000円を添えて提出しなければならない。

- ② 提出の時期・方法、同時に提出すべき書類等については別に定める。

第25条 本学の第3年次に編入学を希望する者が所定の書類を添えて志願したときは、教授会の意見を参考にして学長がこれを許可する。

- ② 本学総合人間学部又は本学地域経営学部編入学のできる者は、次の各号の1に該当する者とする。
1. 大学を卒業し、「学士」の学位を授与されている者
 2. 大学に2年以上在学し、60単位以上を修得した者
 3. 短期大学を卒業した者
 4. 大学または短期大学に準ずる学校を卒業した者
 5. 外国よりの帰国者または留学生で、上記の各号のいずれかに相当すると認められた者
 6. 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
 7. 高等学校の専攻科の課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- ③ 本学看護学部編入学のできる者は、日本の看護師資格を有し、次の各号の1に該当する者とする。
1. 短期大学（外国の短期大学及び、我が国において外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を除く。）の看護学科を卒業した者
 2. 専修学校の看護系の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
 3. 高等学校の看護系専攻科の課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- ④ 編入学を許可された者の、既に修得した授業科目および単位数の取扱い並びに修業年限については、教授会の意見を参考にして学長が決定する。

- ⑤ 編入学に必要な事項は、別に定める。

第26条 願いにより本学を退学した者または第38条第3号により除籍された者が、再入学を希望するときは選考のうえ入学を許可することがある。

- ② 前項の場合、退学または除籍前に修得した単位の全部または一部を既に修得したのものとして認めることがある。この認定は、教授会の意見を参考にして学長が行う。
- ③ 再入学に必要な手続きは別に定める。

第27条 本学に入学を許可された者は、指定の期間内に入学金、その他の学納金および本学の指定する書類を提出しなければならない。

- ② 前項の手続きを怠った者には入学許可を取り消す。

第28条 入学を許可された者は、保証人を定め、本学の指定する期間内に届け出なければならない。

第29条 保証人は学生の在学中のいっさいの事項について責任を持つものとする。

第30条 保証人は、父母または成年の親族、もしくはそれに代わる者とし、いずれも独立の生計を営む者とする。

第31条 保証人が変更したとき、転居したときは、直ちに届け出なければならない。

第32条 退学しようとする者は、その理由を詳記し、保証人連署のうえ、学長に願い出、その許可を得なければならない。

第33条 他の大学等へ転学を希望する者は、保証人連署のうえ、学長に願い出、その許可を得なければならない。

- ② 本学の他の学部へ転部または同一学部の他の学科へ転科を希望する者については、選考のうえ転部または転科を許可することがある。
- ③ 前項の転部および転科に関する必要な事項は、別に定める。

第34条 疾病その他やむを得ない事情により2か月以上修学することのできない者は、保証人連署のうえ休学を願い出ることができる。

- ② 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

第35条 休学の期間は通算して4年を超えることはできない。

- ② 休学の期間は修業年限に通算しない。

第36条 休学期間満了のとき、または休学期間であってもその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

第37条 6か月以上外国の大学又は概ね1か月以上海外のインターンシップ受け入れ機関に留学して授業科目を履修しようとする者が保証人連署のうえ、その旨を願い出たときは、留学を許可することがある。

- ② 留学期間は、第3条に定める修業年限に1か年を限度として算入することができる。

- ③ 留学期間中、外国の大学において修得した単位については、第18条第2項の規定を準用する。
- ④ 留学に関する事項は別に定める。

第38条 次の各号の1に該当する者は、教授会の意見を参考にして学長が除籍する。

- 1. 死亡または行方不明の者
- 2. 履修登録を怠り修学の意志のない者
- 3. 授業料その他の学納金を滞納し、督促を受けても、なお納付しない者

第7章 授業料、入学金その他の費用

第39条 授業料、入学金その他の費用は別表5のように定める。

第40条 授業料の納付期は4月と10月の2期とする。ただし、4月に全納することを妨げない。また、特別の事情がある場合は分納または延納を認めることがある。

第41条 休学期間中は、授業料およびその他の費用を免除する。ただし、在籍料として各期60,000円を納入しなければならない。

第42条 退学もしくは転学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者または停学中の者は該当期の授業料全額を納入しなければならない。

第43条 既納の授業料等納入金は、理由の如何を問わず返還しない。

- ② 前項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料等相当額については、当該授業料等を納入していた者の申し出により、これを返還する。
 - 1. 入学を許可するときに授業料等（入学金を除く。）を納入していた者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料等相当額
 - 2. 前期分授業料等徴収の際、後期分授業料等を合わせて納入していた者が後期授業開始前に休学又は退学の申し出を行いその許可を得た場合における後期分授業料等相当額
 - 3. 入学許可をするときに授業料等を納入していた者が、入学後別に定める授業料等の減免措置を受けた場合における当該授業料等減免相当額

第8章 職員組織

第44条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員をおく。

- ② 本学に副学長をおくことができる。

第45条 職員の職務は、学校教育法の定めるところによる。

第9章 教授会

第46条 本学の学部には、教授会を置く。

第47条 (削除)

第48条 (削除)

第49条 (削除)

第50条 (削除)

第51条 教授会の運営に関して必要とする事項については、別に定める。

第10章 科目等履修生、聴講生、研究生、外国人留学生および帰国子女

第52条 本学において開設する授業科目のうち、1科目または複数の科目を選んで履修を希望する者があるときは、該当科目の授業に支障がない限りにおいて、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

② 科目等履修生について、必要な事項は別に定める。

第52条の2 本学において、本学専任教員指導の下に、特定事項に関する研究に従事することを希望する者があるときは、当該学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

② 研究生について、必要な事項は別に定める。

第52条の3 本学において、開設する授業科目のうち、1科目または複数の科目を選んで聴講を希望する者があるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、選考のうえ、聴講生として聴講を許可することがある。

② 聴講生について、必要な事項は別に定める。

第53条 外国人で本学に入学を希望する者があるときは、学長は、教授会の意見を参考にして、外国人留学生として許可することがある。

② 外国人留学生について、必要な事項は別に定める。

第54条 外国人留学生以外の者で、外国において相当の期間学校教育を受け、本学に入学を希望する者があるときは、帰国子女として許可することがある。

② 帰国子女に関する規定は別に定める。

第11章 賞 罰

第55条 学生として表彰に価する行為があったときは、学長は、教授会の意見を参考にして表彰する。

第56条 本学の学則に違反し、また本学の学生としてあるまじき行為があったときは、学長は、教授会の意見を参考にして懲戒する。

② 前項の懲戒は、退学、停学および訓告とする。

③ 前項の退学は、次の各号の1に該当する学生に対して行う。

1. 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
2. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
3. 正当の理由がなくて出席常でない者
4. 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第12章 公開講座

第57条 地域社会の教育・文化の向上に資するため、公開講座を設けることがある。

第13章 図書館

- 第58条 本学に図書館を置く。
- ② 図書館に関し必要な事項は別に定める。

第14章 厚生施設

- 第59条 本学に厚生施設として、学生会館、食堂等を置く。
- ② 学生会館等の運営に関し必要な事項があるときは別に定める。

第15章 附属施設

- 第60条 本学に大学教育研究センターを置く。
- ② 大学教育研究センターに関する規定は別に定める。

附 則 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 7 年 4 月 1 日から施行し、平成 6 年度の入学生から適用する。

附 則（平成 7 年 5 月 31 日）

この改正は、平成 7 年 5 月 31 日から施行し、平成 8 年度の入学生から適用する。

附 則（平成 8 年 3 月 14 日）

この改正は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 5 については平成 6 年度入学生から、別表 7 について平成 8 年度入学生（編入学生を含む）から適用する。

附 則（平成 8 年 11 月 26 日）

1. この改正は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
2. この改正の施行の日前に、次の表の左欄に掲げる改正前の授業科目の単位を修得した者は、右欄に掲げる改正後の授業科目の単位を修得した者とみなす。

| 改 正 前 | | 改 正 後 | |
|---------------------|------|-------------------------|------|
| 社会教育概論 | 2 単位 | 生涯学習概論 | 2 単位 |
| 博物館学Ⅰ | 2 単位 | 博物館学 | 2 単位 |
| 博物館学Ⅱ | 2 単位 | 博物館学各論Ⅰ | 2 単位 |
| | | 博物館学各論Ⅱ | 2 単位 |
| 教育原理 | 2 単位 | 教育学概論 | 2 単位 |
| 教育方法（視聴覚教育 1 単位を含む） | 2 単位 | 教育方法論（視聴覚メディア論 1 単位を含む） | 2 単位 |
| 博物館実習 | 3 単位 | 博物館実習（事前・事後の指導 1 単位を含む） | 3 単位 |

- 附 則 1. この改正は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし第 8 条第 3 項、第 19 条、第 20 条第 1 項、別表 1、別表 2 については、平成 10 年度入学生から適用する。
2. この改正の施行日前に入学した者の授業科目の履修については、別に定める。

附 則 この改正は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則 1. この改正は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 19 条、第 20 条、別表 1、別表 2 および別表 3 については、平成 12 年度の入学生から適用する。
2. 別表 1、別表 2 および別表 3 の改正について、「法律学概論」、「政治学概論」、「社会学概論」、「経済学概論」および「心理学概論」は、平成 11 年度以前入学生が平成 12 年度以降履修する場合には、一般教養科目および教職の教科に関する科目として適用する。

附 則 この改正は、平成 12 年 5 月 19 日から施行する。

- 附 則 1. この学則の改正は、文部大臣の認可の日（平成 12 年 12 月 21 日）から施行する。
2. 改正後の学則第 2 条の規定にかかわらず、収容定員は平成 13 年度から平成 15 年度までは次のとおりとする。

| 学 部 | 学 科 | 収 容 定 員 | | |
|-------------|-------------|----------|----------|----------|
| | | 平成 13 年度 | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 |
| 国 際 文 化 学 部 | コミュニケーション学科 | 300 | 290 | 290 |
| | 比 較 文 化 学 科 | 310 | 270 | 240 |

附 則 この改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 3 項、別表 1、別表 2 および別表 3 については、平成 13 年度の入学生から適用する。

附 則 この改正は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 3 については、平成 12 年度の入学生から適用する。

- 附 則 1. この改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
2. 国際文化学部コミュニケーション学科および比較文化学科は、改正後の学則第 2 条の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
3. 収容定員は学則第 2 条の規定にかかわらず、平成 15 年度から平成 17 年度までの間次のとおりとする。

| 学 部 | 学 科 | 平成 15 年 | 平成 16 年 | 平成 17 年 |
|-------------|-------------|---------|---------|---------|
| コミュニケーション学部 | コミュニケーション学科 | 120 | 240 | 370 |
| 国 際 文 化 学 部 | コミュニケーション学科 | 220 | 150 | 75 |
| | 比 較 文 化 学 科 | 190 | 110 | 55 |

附 則 この改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、平成 15 年度の入学生から適用する。

附 則 この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 20 条第 1 項および別表 1 については平成 15 年度入学生から適用し、第 28 条、第 30 条、第 32 条乃至第 34 条、第 37 条については平成 17 年度入学生から適用する。

附 則 この改正は、第 23 条第 7 号については平成 16 年 4 月 1 日から、同条第 6 号については、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 18 年度入学生から適用する。

附 則 この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則 1. この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
2. コミュニケーション学部コミュニケーション学科は、平成 21 年 4 月 1 日より学生募集を停止し、平成 24 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
3. 収容定員は学則第 2 条の 2 の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 23 年の間、次のとおりとする。

| 学 部 | 学 科 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|-------------|-------------|----------|----------|----------|
| コミュニケーション学部 | コミュニケーション学科 | 380 | 260 | 130 |

- 附 則 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 4 については、平成 22 年度の入学生から適用する。
- 附 則 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条および第 15 条については平成 23 年度入学生から適用する。
- 附 則 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 20 条第 1 項、別表 3 および別表 4 については平成 24 年度入学生から適用し、別表 2 については平成 21 年度入学生から適用する。
- 附 則 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度入学生から適用する。ただし、第 1 条、第 8 条の 6、第 20 条第 3 項および別表 3 の司書養成課程に係る規定については、平成 25 年度以前の入学生にも適用する。
- 附 則 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度入学生から適用する。
- 附 則 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 および別表第 2 の規定は平成 27 年度入学生から適用する。
- 附 則 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(平成 28 年 5 月 19 日改正)
- 附 則 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度入学生から適用する。(平成 28 年 9 月 15 日改正)
- 附 則 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度入学生から適用する。
- 附 則 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成 29 年 5 月 18 日から施行し、平成 30 年度入学生から適用する。
- 附 則 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1. この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
2. 総合人間学部生活心理学科心理学コース及び生活科学コースは、改正後の学則第 2

条の2の規定にかかわらず、平成33年3月31日に当該学科の当該コースに在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3. 総合人間学部の収容定員は学則第2条の2の規定にかかわらず、平成30年度から平成32年度までの間次のとおりとする。

| 学 部 | 学 科 | 収 容 定 員 | | | |
|--------|--------|---------|--------|--------|----|
| | | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
| 総合人間学部 | 言語文化学科 | 220 | 190 | 160 | |
| | 生活心理学科 | 心理学コース | 96 | 66 | 33 |
| | | 生活科学コース | 94 | 64 | 32 |
| | | | 30 | 60 | 95 |

附 則 この改正は、平成30年4月1日から施行し、改正後の第8条の2、第20条、別表1及び別表4の規定は平成30年度入学生から適用する。

附 則 この改正は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。

附 則 この改正は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。(平成30年10月11日改正)

附 則 この改正は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。(平成31年3月12日改正)

附 則 この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、令和2年4月2日から施行し、令和2年度前期の授業から適用する。

附 則 この改正は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度入学生から適用する。

附 則 この改正は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度入学生から適用する。

附 則 令和3年6月29日文部科学大臣認可のこの改正は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度入学生から適用する。

附 則 この改正は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度入学生から適用する。

附 則 この改正は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度入学生から適用する。

附 則 この改正は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前の入学生については、改正後の第21条中「学士(ビジネス心理学)」とあるのは、「学士(生活心理学)」と読み替えて適用する。

附 則 この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、令和5年4月1日から施行し、令和6年4月1日の入学生から適用する。

附 則 この改正は、令和6年4月1日より施行し、令和6年度入学生より適用する。ただし、別表1の授業科目の「インターンシップ」を「インターンシップ・キャリア教育」に改める改正は令和6年度から適用する。

附 則 この改正は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表1の規定については令和6年度入学生から適用する。

附 則 この改正は、令和7年4月1日より施行し、令和7年度入学生より適用する。

附 則 この改正は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表5の改正については令和8年度入学生から適用する。

附 則 この改正は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度入学生より適用する。

- 附 則 1. この改正は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条、第2条の2、第8条、第20条、第21条、別表2及び別表5については、令和9年度入学生から適用する。
2. 本改正附則1の規定にかかわらず、第3条の2については、令和8年4月1日から施行する。
3. 総合人間学部の収容定員は学則第2条の2の規定にかかわらず、令和9年度から令和11年度までの間次のとおりとする。

| 学 部 | 学 科 | 収 容 定 員 | | |
|--------|----------|---------|--------|--------|
| | | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 総合人間学部 | 言語文化学科 | 235 | 220 | 205 |
| | ビジネス心理学科 | 145 | 160 | 175 |

4. 地域経営学部及び看護学部の編入学定員3年次は学則第2条の2の規定にかかわらず、令和9年度から令和10年度までの間次のとおりとする。

| 学 部 | 学 科 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|--------|--------|-------|--------|
| 地域経営学部 | 地域経営学科 | 2 | 2 |
| 看護学部 | 看護学科 | 6 | 6 |

5. 本改正附則1の規定にかかわらず、学則の適用については、令和9年度編入学生においては令和7年度入学生、令和10年度編入学生においては令和8年入学生の例によるものとする。

■ 別表1 総合人間学部

①言語文化学科

| 授業科目の区分 | 授業科目 | 単位数 | | 備考 | |
|--------------|-------------|---------|----|----|--|
| | | 必修 | 選択 | | |
| 共通教育科目(全学共通) | | | | | |
| 山陽スタンダード | 人間学 | 2 | | | |
| | 知的生き方概論 | 2 | | | |
| | 計 | 4 | | | |
| 共通教育科目(学部共通) | | | | | |
| 一般教養科目群 | 哲学 | | 2 | | |
| | 倫理学 | | 2 | | |
| | 自然科学概論 | | 2 | | |
| | 心理学 | | 2 | | |
| | 人権教育 | | 2 | | |
| | 法学 | | 2 | | |
| | 政治学概論 | | 2 | | |
| | 日本国憲法 | | 2 | | |
| | 基礎経済学 | | 2 | | |
| | 社会学 | | 2 | | |
| | 文化人類学 | | 2 | | |
| | 環境論 | | 2 | | |
| | 論理学 | | 2 | | |
| | 数学基礎 | | 2 | | |
| | 統計学 | | 2 | | |
| | 生活の科学 | | 2 | | |
| | 生物学 | | 2 | | |
| | 宇宙科学論 | | 2 | | |
| | ボランティア論 | | 2 | | |
| | 手話コミュニケーション | | 2 | | |
| | メディア史 | | 2 | | |
| | 地域貢献 | | 2 | | |
| | スポーツ科学A | | 1 | | |
| | スポーツ科学B | | 1 | | |
| | 語学科目群 | 英語総合読解Ⅰ | 1 | | |
| | | 英語総合読解Ⅱ | 1 | | |
| | | 英語聴取表現Ⅰ | 1 | | |
| 英語聴取表現Ⅱ | | 1 | | | |
| 検定英語Ⅰ | | | 1 | | |
| 検定英語Ⅱ | | | 1 | | |
| フランス語Ⅰ | | | 2 | | |
| フランス語Ⅱ | | | 2 | | |
| 中国語Ⅰ | | | 2 | | |
| 中国語Ⅱ | | | 2 | | |
| ハンガールⅠ | | | 2 | | |
| ハンガールⅡ | | | 2 | | |
| 日本語A | | | 1 | | |
| 日本語B | | | 1 | | |
| 日本語C | | | 1 | | |
| 日本語D | | | 1 | | |
| 日本語E | | | 1 | | |
| 日本語F | | 1 | | | |
| 日本語G | | 1 | | | |
| 日本語H | | 1 | | | |

一次頁に続くー

| 授業科目の区分 | 授 業 科 目 | 単位数 | | 備 考 |
|---------|------------------|-----|-----|-----|
| | | 必修 | 選択 | |
| 就職支援科目群 | 日本語・日本事情 A | | 1 | |
| | 日本語・日本事情 B | | 1 | |
| | ビジネス実務論 I | | 2 | |
| | ビジネス実務論 II | | 2 | |
| | 企業協働型ラーニング I | | 2 | |
| | 企業協働型ラーニング II | | 2 | |
| | 企業経営の実践知 | | 2 | |
| | NLPビジネス心理実践学 I | | 2 | |
| | NLPビジネス心理実践学 II | | 2 | |
| | キャリア学概論 | | 2 | |
| | ビジネス英語研究 | | 2 | |
| | 簿記論 | | 2 | |
| | 簿記演習 | | 2 | |
| | インターンシップ・キャリア教育 | | 2 | |
| 教養情報科目群 | 社会人入門 | 1 | | |
| | 一般教養論 A | | 2 | |
| | 一般教養論 B | | 2 | |
| | 観光学概論 | | 2 | |
| | 観光ホスピタリティ論 | | 2 | |
| | 観光政策論 | | 2 | |
| | 情報リテラシー | 1 | | |
| | 数理・データサイエンス・AI基礎 | 1 | | |
| | データ活用入門 | 2 | | |
| | コンピュータ日本語 | | 2 | |
| | データ活用 | | 2 | |
| | ITパスポート | | 2 | |
| | 計 | 9 | 110 | |
| | 専 門 教 育 科 目 | | | |
| コア科目群 | 基礎演習 I | 2 | | |
| | 基礎演習 II | 2 | | |
| | コミュニケーション概論 I | 2 | | |
| | コミュニケーション概論 II | 2 | | |
| | 異文化理解演習 I | 2 | | |
| | 異文化理解演習 II | 2 | | |
| | 異文化理解演習 III | 2 | | |
| | 文章表現法 I | 2 | | |
| | 文章表現法 II | 2 | | |
| | 日本の地域と社会 | 2 | | |
| | 口頭表現法 | 2 | | |
| | 日本文化論 | 2 | | |
| | 伝統文化論 | 2 | | |
| | 特別演習 | 2 | | |
| 日本科目群 | 卒業研究 I | 2 | | |
| | 卒業研究 II | 2 | | |
| | 古典文学史 | | 2 | |
| | 日本語教育概論 | | 2 | |
| | 近現代文学史 | | 2 | |
| | 日本史 | | 2 | |
| | 書道 | | 1 | |
| | 日本語史 | | 2 | |
| | 日本語教授法 | | 2 | |
| | 日本作家作品研究 | | 2 | |

－次頁に続く－

| 授業科目の区分 | 授業科目 | 単位数 | | 備考 |
|---------|-------------|-----|----|----|
| | | 必修 | 選択 | |
| アジア科目群 | 日本語学概論 | | 2 | |
| | 日本語音声学 | | 2 | |
| | 第二言語習得論 | | 2 | |
| | 日本語教授法特講 | | 2 | |
| | 日本語文法論 | | 2 | |
| | 言語学概論 | | 2 | |
| | 日本文学講読 | | 2 | |
| | 漢詩文 | | 2 | |
| | 日本文学特講 | | 2 | |
| | 近代日本生活文化史 | | 2 | |
| | 古文書学概論 | | 2 | |
| | アジアの歴史と文化 | | 2 | |
| | アジアの地域と社会 | | 2 | |
| | 東南アジアの歴史と文化 | | 2 | |
| | 世界遺産資源論 | | 2 | |
| | オリエントの歴史と文化 | | 2 | |
| | 中国の歴史と文化 | | 2 | |
| | 朝鮮の歴史と文化 | | 2 | |
| | 中級中国語Ⅰ | | 1 | |
| | 中級中国語Ⅱ | | 1 | |
| | 中級ハングルⅠ | | 1 | |
| | 中級ハングルⅡ | | 1 | |
| | 現代中国論 | | 2 | |
| | 現代韓国論 | | 2 | |
| | 日中関係史 | | 2 | |
| | 日韓関係史 | | 2 | |
| アジアの美術 | | 2 | | |
| アジアの英語 | | 2 | | |
| 世界経済論 | | 2 | | |
| 現代アジア事情 | | 2 | | |
| 英語科目群 | 英会話基礎Ⅰ | | 2 | |
| | 英会話基礎Ⅱ | | 2 | |
| | 英語キャンプ | | 2 | |
| | 英作文Ⅰ | | 2 | |
| | 英作文Ⅱ | | 2 | |
| | 英語プレゼンテーション | | 2 | |
| | 英語ディスカッション | | 2 | |
| | 英語観光ガイド | | 2 | |
| | 英会話実践Ⅰ | | 1 | |
| | 英会話実践Ⅱ | | 1 | |
| | 西洋の美術 | | 2 | |
| | 観光英語 | | 2 | |
| | 英語の構造A | | 1 | |
| | 英語の構造B | | 1 | |
| | 英米文学概論Ⅰ | | 2 | |
| | 英米文学概論Ⅱ | | 2 | |
| | 英語圏文化A | | 2 | |
| | 英語圏文化B | | 2 | |
| | 英語異文化交流 | | 2 | |
| | 英語異文化交流実習 | | 1 | |
| | 英米文学講読 | | 2 | |
| | ヨーロッパの歴史と文化 | | 2 | |

一次頁に続くー

| 授業科目の区分 | 授業科目 | 単位数 | | 備考 |
|------------|------------|-----|-----|----|
| | | 必修 | 選択 | |
| 実習系・留学系科目群 | 英語学概論 | | 2 | |
| | プロジェクト英語AⅠ | | 2 | |
| | プロジェクト英語AⅡ | | 2 | |
| | プロジェクト英語BⅠ | | 2 | |
| | プロジェクト英語BⅡ | | 2 | |
| | アカデミック英語Ⅰ | | 2 | |
| | アカデミック英語Ⅱ | | 2 | |
| | 児童英語 | | 2 | |
| | 翻訳英語 | | 2 | |
| | 短期語学研修A | | 1 | |
| 短期語学研修B | | 2 | | |
| 高大連携科目群 | 長期留学A | | 6 | |
| | 長期留学B | | 6 | |
| | 長期留学C | | 6 | |
| | 長期留学D | | 6 | |
| | 異文化理解実習A | | 1 | |
| | 異文化理解実習B | | 1 | |
| | 日本語教育実習 | | 1 | |
| | 高大連携科目A | | 1 | |
| | 高大連携科目B | | 1 | |
| | 計 | 32 | 160 | |

②ビジネス心理学科

| 授業科目の区分 | 授業科目 | 単位数 | | 備考 | |
|--------------|-------------|----------|----|----|--|
| | | 必修 | 選択 | | |
| 共通教育科目(全学共通) | | | | | |
| 山陽スタンダード | 人間学 | 2 | | | |
| | 知的生き方概論 | 2 | | | |
| | 計 | 4 | | | |
| 共通教育科目(学部共通) | | | | | |
| 一般教養科目群 | 哲学 | | 2 | | |
| | 倫理学 | | 2 | | |
| | 自然科学概論 | | 2 | | |
| | 心理学 | | 2 | | |
| | 人権教育 | | 2 | | |
| | 法学 | | 2 | | |
| | 政治学概論 | | 2 | | |
| | 日本国憲法 | | 2 | | |
| | 基礎経済学 | | 2 | | |
| | 社会学 | | 2 | | |
| | 文化人類学 | | 2 | | |
| | 環境論 | | 2 | | |
| | 論理学 | | 2 | | |
| | 数学基礎 | | 2 | | |
| | 統計学 | | 2 | | |
| | 生活の科学 | | 2 | | |
| | 生物学 | | 2 | | |
| | 宇宙科学論 | | 2 | | |
| | ボランティア論 | | 2 | | |
| | 手話コミュニケーション | | 2 | | |
| | メディア史 | | 2 | | |
| | 地域貢献 | | 2 | | |
| | スポーツ科学A | | 1 | | |
| | スポーツ科学B | | 1 | | |
| | 国際理解A | | 1 | | |
| | 国際理解B | | 2 | | |
| | 語学科目群 | 英語総合読解I | | 1 | |
| | | 英語総合読解II | | 1 | |
| | | 英語聴取表現I | | 1 | |
| 英語聴取表現II | | | 1 | | |
| 検定英語I | | | 1 | | |
| 検定英語II | | | 1 | | |
| フランス語I | | | 2 | | |
| フランス語II | | | 2 | | |
| 中国語I | | | 2 | | |
| 中国語II | | | 2 | | |
| ハンガールI | | | 2 | | |
| ハンガールII | | | 2 | | |
| 日本語A | | | 1 | | |
| 日本語B | | | 1 | | |
| 日本語C | | | 1 | | |
| 日本語D | | | 1 | | |
| 日本語E | | | 1 | | |
| 日本語F | | 1 | | | |
| 日本語G | | 1 | | | |
| 日本語H | | 1 | | | |

一次頁に続くー

| 授業科目の区分 | 授 業 科 目 | 単位数 | | 備 考 | |
|------------------|-----------------|---------|-----|-----|--|
| | | 必修 | 選択 | | |
| 就職支援科目群 | 日本語・日本事情 A | | 1 | | |
| | 日本語・日本事情 B | | 1 | | |
| | ビジネス実務論 I | 2 | | | |
| | ビジネス実務論 II | 2 | | | |
| | 企業協働型ラーニング I | | 2 | | |
| | 企業協働型ラーニング II | | 2 | | |
| | 企業経営の実践知 | | 2 | | |
| | NLPビジネス心理実践学 I | | 2 | | |
| | NLPビジネス心理実践学 II | | 2 | | |
| | キャリア学概論 | | 2 | | |
| | ビジネス英語研究 | | 2 | | |
| | 簿記論 | | 2 | | |
| | 簿記演習 | | 2 | | |
| | インターンシップ・キャリア教育 | | 2 | | |
| | 社会人入門 | 1 | | | |
| | 教養情報科目群 | 一般教養論 A | | 2 | |
| 一般教養論 B | | | 2 | | |
| 観光学概論 | | | 2 | | |
| 観光ホスピタリティ論 | | | 2 | | |
| 観光政策論 | | | 2 | | |
| 情報リテラシー | | 1 | | | |
| 数理・データサイエンス・AI基礎 | | 1 | | | |
| データ活用入門 | | 2 | | | |
| コンピュータ日本語 | | | 2 | | |
| データ活用 | | | 2 | | |
| ITパスポート | | | 2 | | |
| 計 | | 9 | 113 | | |
| 専 門 教 育 科 目 | | | | | |
| 学科基本科目群 | | 基礎演習 A | 2 | | |
| | 基礎演習 B | 2 | | | |
| | 心理学概論 | 2 | | | |
| | 社会心理学概論 | 2 | | | |
| | ビジネス心理学概論 | 2 | | | |
| | 社会調査論 | 2 | | | |
| | デジタルリテラシー | 2 | | | |
| | AI 概論 | 2 | | | |
| | 卒業研究 I | | 2 | | |
| | 卒業研究 II | | 2 | | |
| 心理学科目群 | 卒業論文 I | | 2 | | |
| | 卒業論文 II | | 6 | | |
| | 臨床心理学概論 | | 2 | | |
| | 心理学研究法 | | 2 | | |
| | 心理学統計法 | | 2 | | |
| | 心理的アセスメント | | 2 | | |
| | 心理学実験 I | | 2 | | |
| | 心理学実験 II | | 2 | | |
| | 心理演習 | | 2 | | |
| | 知覚・認知心理学 | | 2 | | |
| | 感情・人格心理学 | | 2 | | |
| | 発達心理学 | | 2 | | |
| 家族心理学 | | 2 | | | |
| 健康・医療心理学 | | 2 | | | |

－次頁に続く－

| 授業科目の区分 | 授業科目 | 単位数 | | 備考 |
|------------|----------------|-----|----|----|
| | | 必修 | 選択 | |
| ビジネス科目群 | 心理学的支援法 | | 2 | |
| | 心理学特講 | | 2 | |
| | フィールドワーク方法論 | | 2 | |
| | 社会調査法 | | 2 | |
| | 多変量解析法 | | 2 | |
| | 心理社会調査演習 | | 4 | |
| | 消費者心理学 | | 2 | |
| | 広告心理学 | | 2 | |
| | 経営心理学 | | 2 | |
| | 産業・組織心理学 | | 2 | |
| | 社会心理学特講Ⅰ | | 2 | |
| | 社会心理学特講Ⅱ | | 2 | |
| | ビジネス心理学特講Ⅰ | | 2 | |
| | ビジネス心理学特講Ⅱ | | 2 | |
| | 法律学概論 | | 2 | |
| | 経済学概論 | | 2 | |
| | 経営学概論 | | 2 | |
| AI・デジタル科目群 | 中小企業論 | | 2 | |
| | 経営組織論 | | 2 | |
| | マーケティング入門 | | 2 | |
| | AI活用マーケティング | | 2 | |
| | AI活用プログラミング | | 2 | |
| | 人間の認知とAI | | 2 | |
| | 地域社会とAI | | 2 | |
| 高大連携科目群 | デジタル社会のケーススタディ | | 2 | |
| | AI活用実践演習 | | 2 | |
| | 高大連携科目 | | 1 | |
| | 計 | 16 | 91 | |

■ 別表2 地域経営学部

| 授業科目の区分 | 授業科目 | 単位数 | | 備考 | |
|---------------|------------------|-----------|----|----|--|
| | | 必修 | 選択 | | |
| 共通教育科目(全学共通) | | | | | |
| 山陽スタンダード | 人間学 | 2 | | | |
| | 知的生き方概論 | 2 | | | |
| | 計 | 4 | | | |
| 共通教育科目 | | | | | |
| 一般教養科目群 | アカデミックスキル入門 | 2 | | | |
| | 吉備・岡山学 | 2 | | | |
| | 情報リテラシー | 1 | | | |
| | 数理・データサイエンス・AI基礎 | 1 | | | |
| | データ活用入門 | 2 | | | |
| | 哲学 | | 2 | | |
| | 倫理学 | | 2 | | |
| | 人権教育 | | 2 | | |
| | 社会学 | | 2 | | |
| | 文化人類学 | | 2 | | |
| | 日本国憲法 | | 2 | | |
| | 政治学概論 | | 2 | | |
| | 数学基礎 | | 2 | | |
| | 基礎経済学 | | 2 | | |
| | 統計学 | | 2 | | |
| | 生活の科学 | | 2 | | |
| | 生物学 | | 2 | | |
| | 宇宙科学論 | | 2 | | |
| | 手話コミュニケーション | | 2 | | |
| | 地域貢献 | | 2 | | |
| | 生活デザイン | | 2 | | |
| | 英語総合読解Ⅰ | | 1 | | |
| | 英語総合読解Ⅱ | | 1 | | |
| | 英語聴取表現Ⅰ | | 1 | | |
| | 英語聴取表現Ⅱ | | 1 | | |
| | 国際理解A | | 1 | | |
| | 国際理解B | | 2 | | |
| | 就職支援科目群 | 一般教養論 | 2 | | |
| | | 社会人入門 | 1 | | |
| | | キャリアデザインⅠ | 2 | | |
| | | キャリアデザインⅡ | 2 | | |
| | | 簿記論Ⅰ | 2 | | |
| | | 簿記論Ⅱ | 2 | | |
| 簿記論Ⅲ | | | 2 | | |
| 企業協働型ラーニングⅠ | | | 2 | | |
| 企業協働型ラーニングⅡ | | | 2 | | |
| 企業経営の実践知 | | | 2 | | |
| NLPビジネス心理実践学Ⅰ | | | 2 | | |
| NLPビジネス心理実践学Ⅱ | | | 2 | | |
| ビジネス実務論Ⅰ | | | 2 | | |
| ビジネス実務論Ⅱ | | | 2 | | |
| 観光学概論 | | | 2 | | |
| 観光ホスピタリティ論 | | | 2 | | |
| 観光政策論 | | | 2 | | |
| ファイナンシャルプラン | | | 2 | | |

—次頁に続く—

| 授業科目の区分 | 授業科目 | 単位数 | | 備考 |
|-------------|-----------------|-----|----|----|
| | | 必修 | 選択 | |
| | 金融リテラシー | | 2 | |
| | 計 | 19 | 65 | |
| 専門教育科目 | | | | |
| 学部基本科目群 | 地域経営入門 | 2 | | |
| | 経営学概論 | 2 | | |
| | 経済学概論 | 2 | | |
| | 法律学概論 | 2 | | |
| | 地域社会論 | 2 | | |
| | 社会調査論 | 2 | | |
| | 社会調査法 | 2 | | |
| | データ分析入門 | 2 | | |
| | フィールドワーク方法論 | 2 | | |
| | 地域実践Ⅰ | 2 | | |
| | 地域実践Ⅱ | 2 | | |
| | 卒業研究基礎 | 2 | | |
| | 卒業研究Ⅰ | 4 | | |
| | 卒業研究Ⅱ | 4 | | |
| | AⅠ概論 | | 2 | |
| | 地域キャリア実習 | | 8 | |
| データサイエンス科目群 | データサイエンスプログラミング | | 2 | |
| | 地域情報演習 | | 2 | |
| | データ分析 | | 2 | |
| | 地域社会とAⅠ | | 2 | |
| 経営コース科目群 | 経営戦略論 | | 2 | |
| | 中小企業論 | | 2 | |
| | マーケティング入門 | | 2 | |
| | 経営組織論 | | 2 | |
| | イノベーション・マネジメント論 | | 2 | |
| | 人的資源管理論 | | 2 | |
| | 起業論 | | 2 | |
| | フードシステム論 | | 2 | |
| | 食文化論 | | 2 | |
| | 食料・農業経済論 | | 2 | |
| | 地域農業論 | | 2 | |
| | フードマネジメント演習 | | 2 | |
| | 地場産業論 | | 2 | |
| | 地域ブランド論 | | 2 | |
| | 観光事業論 | | 2 | |
| | 財務会計 | | 2 | |
| | 企業財務 | | 2 | |
| 政策コース科目群 | 地域コミュニティ論 | | 2 | |
| | 地域文化論 | | 2 | |
| | 地域福祉論 | | 2 | |
| | 地域づくり論 | | 2 | |
| | 環境・SDGs論 | | 2 | |
| | 企業と社会 | | 2 | |
| | 環境経済学 | | 2 | |
| | 環境政策論 | | 2 | |
| | 民法入門 | | 2 | |
| | 地方自治論 | | 2 | |
| | 行政法入門 | | 2 | |

一次頁に続くー

| 授業科目の区分 | 授業科目 | 単位数 | | 備考 |
|---------|--------|-----|----|----|
| | | 必修 | 選択 | |
| 高大連携科目群 | 行政学 | | 2 | |
| | 地域経済論 | | 2 | |
| | 世界経済論 | | 2 | |
| | 地域政策論 | | 2 | |
| | 高大連携科目 | | 1 | |
| | 計 | 32 | 83 | |

■ 別表3 看護学部看護学科

| 授業科目の区分 | | 授業科目 | 単位数 | | 備考 |
|----------------------------|------------|-------------|-----|-----------|----|
| | | | 必修 | 選択 | |
| 共通教育科目(全学共通) | | | | | |
| 山陽スタンダード | | 人間学 | 2 | | |
| | | 知的生き方概論 | 2 | | |
| | | 計 | 4 | | |
| 共通教育科目 | | | | | |
| 教 養 科 目 | 人間と健康 | 哲学 | | 2 | |
| | | 心理学 | 2 | | |
| | | 人権教育 | | 2 | |
| | | スポーツ科学A | | 1 | |
| | | スポーツ科学B | | 1 | |
| | 社会と環境 | 社会学 | 2 | | |
| | | 日本国憲法 | | 2 | |
| | | 法学 | | 2 | |
| | | 基礎経済学 | | 2 | |
| | | 文化人類学 | | 2 | |
| | | 環境論 | 2 | | |
| | | 自然科学基礎I | | 1 | |
| | | 自然科学基礎II | | 1 | |
| | | 生物学 | 2 | | |
| | | 日中関係史 | | 2 | |
| | 生活の理解 | 国際理解 | | 2 | |
| | | 生活の科学 | | 2 | |
| | | 児童福祉 | | 2 | |
| | | ボランティア論 | 1 | | |
| | | 手話コミュニケーション | | 2 | |
| | 言語と情報 | 地域貢献 | | 2 | |
| | | 英語I | | 2 | |
| | | 英語II | 2 | | |
| | | 英語III | 2 | | |
| | | 中国語入門 | | 2 | |
| | | ハングル入門 | | 2 | |
| | | コンピュータ入門 | | 2 | |
| | 高大連携科目 | 数学基礎・統計学入門 | 2 | | |
| | | 統計学 | | 2 | |
| | | 高大連携科目 | | 1 | |
| 計 | | 15 | 39 | 保健師必修 | |
| 専門教育科目 | | | | | |
| 専 門 基 礎 科 目 | 人間の理解 | 解剖生理学I | 2 | | |
| | | 解剖生理学II | 1 | | |
| | | 生化学 | 2 | | |
| | | 発達心理学 | | 2 | |
| | | 人間関係論 | 1 | | |
| | | 臨床心理学 | | 1 | |
| | | 生命・医療倫理 | 1 | | |
| | | 医療安全 | 1 | | |
| | | 臨床コミュニケーション | | 1 | |
| | 行動科学 | | 1 | | |
| | 疾病の成り立ちと回復 | 微生物学 | 2 | | |
| | | 薬理学 | 2 | | |
| | | 病理学 | 1 | | |
| 計 | | | | 感染・免疫学を含む | |

— 次頁に続く —

| 授業科目の区分 | | 授 業 科 目 | 単位数 | | 備 考 |
|----------------------------|---|-----------------------|-----|----|---|
| | | | 必修 | 選択 | |
| 専 門 基 礎 科 目 | 豊かな生活と保健・福祉 | 疾 病 ・ 治 療 論 I | 1 | | 食品学を含む 保健師必修 保健師必修 予防医学を含む 保健師必修 保健師必修 |
| | | 疾 病 ・ 治 療 論 II | 1 | | |
| | | 疾 病 ・ 治 療 論 III | 1 | | |
| | | 疾 病 ・ 治 療 論 IV | 1 | | |
| | | 疾 病 ・ 治 療 論 V | 1 | | |
| | | 疾 病 ・ 治 療 論 VI | 1 | | |
| | | 疾 病 ・ 治 療 論 VII | 1 | | |
| | | 疾 病 ・ 治 療 論 VIII | 1 | | |
| | | 栄 養 学 | 2 | | |
| | | 臨 床 検 査 学 | 1 | | |
| | | 保 健 医 療 福 祉 行 政 論 I | 2 | | |
| | | 保 健 医 療 福 祉 行 政 論 II | | 1 | |
| | | 社 会 福 祉 論 | 2 | | |
| | | 保 健 統 計 学 | | 2 | |
| | | 健 康 ・ 医 療 心 理 学 | | 2 | |
| | | 衛 生 学 ・ 公 衆 衛 生 学 I | 2 | | |
| | | 衛 生 学 ・ 公 衆 衛 生 学 II | | 1 | |
| | | 疫 学 | 2 | | |
| | | 学 校 保 健 | | 2 | |
| | | 養 護 概 説 | | 2 | |
| 健 康 相 談 活 動 論 | | 2 | | | |
| 産 業 保 健 | | 1 | | | |
| 社 会 保 障 制 度 | 1 | | | | |
| 計 | 33 | 18 | | | |
| 専 門 科 目 | 基礎看護学 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 地域・在宅看護学 公衆衛生看護学 | 看 護 学 概 論 | 2 | | 救急処置を含む |
| | | 看 護 倫 理 学 | 1 | | |
| | | 基 礎 看 護 技 術 I | 2 | | |
| | | 基 礎 看 護 技 術 II | 2 | | |
| | | 基 礎 看 護 技 術 III | 2 | | |
| | | フ ィ ジ カ ル ア セ ス メ ン ト | 1 | | |
| | | 感 染 看 護 学 | 1 | | |
| | | 成 人 看 護 学 概 論 | 1 | | |
| | | 成 人 看 護 学 援 助 論 I | 1 | | |
| | | 成 人 看 護 学 援 助 論 II | 1 | | |
| | | 成 人 看 護 学 援 助 論 III | 2 | | |
| | | 成 人 看 護 学 援 助 論 IV | 1 | | |
| | | 老 年 看 護 学 概 論 | 2 | | |
| | | 老 年 看 護 学 援 助 論 | 2 | | |
| | | 小 児 看 護 学 概 論 | 2 | | |
| | | 小 児 看 護 学 援 助 論 | 2 | | |
| | | 母 性 看 護 学 概 論 | 2 | | |
| | | 母 性 看 護 学 援 助 論 | 2 | | |
| | | 精 神 看 護 学 概 論 | 2 | | |
| | | 精 神 看 護 学 援 助 論 | 2 | | |
| 地 域 の 健 康 と 看 護 | 1 | | | | |
| 地 域 福 祉 論 | 1 | | | | |
| 在 宅 看 護 学 概 論 | 2 | | | | |
| 在 宅 看 護 学 支 援 論 | 2 | | | | |
| 公 衆 衛 生 看 護 学 概 論 | | 1 | | | |
| 公 衆 衛 生 看 護 活 動 展 開 論 I | | 2 | | | |
| 公 衆 衛 生 看 護 活 動 展 開 論 II | | 2 | | | |
| 公 衆 衛 生 看 護 学 演 習 I | | 2 | | | |

－次頁に続く－

| 授業科目の区分 | | 授業科目 | 単位数 | | 備考 |
|------------------|----------|------------|-----|----|-------|
| | | | 必修 | 選択 | |
| 専 門 科 目 | 看護の統合と実践 | 公衆衛生看護学演習Ⅱ | | 2 | 保健師必修 |
| | | 公衆衛生看護学演習Ⅲ | | 2 | 保健師必修 |
| | | 家族看護学 | | 1 | |
| | | 災害看護学 | 1 | | |
| | | 国際看護学 | | 1 | |
| | | 救命救急医療 | | 1 | |
| | | 看護管理学 | 1 | | |
| | | 研究方法論Ⅰ | 1 | | |
| | | 研究方法論Ⅱ | | 1 | |
| | | 看護ゼミナール | 2 | | |
| | | 卒業研究 | 2 | | |
| | 看護の統合と実践 | 2 | | | |
| | 臨地実習 | 基礎看護学実習Ⅰ | 1 | | |
| | | 基礎看護学実習Ⅱ | 2 | | |
| | | 成人看護学実習Ⅰ | 3 | | |
| | | 成人看護学実習Ⅱ | 2 | | |
| | | 成人看護学実習Ⅲ | 1 | | |
| | | 老年看護学実習 | 4 | | |
| | | 小児看護学実習 | 2 | | |
| | | 母性看護学実習 | 2 | | |
| | | 精神看護学実習 | 2 | | |
| | | 地域・在宅看護学実習 | 2 | | |
| | | 総合実習 | 2 | | |
| | | 公衆衛生看護学実習 | | 3 | 保健師必修 |
| | | 地区活動実習 | | 2 | 保健師必修 |
| | | 計 | 71 | 20 | |

■ 別表4 免許・資格等に関する科目

| 授業科目の区分 | 授業科目 | 単位数 | 備考 |
|-----------------|-------------------|-----|--|
| 教職に関する科目 | 教 職 論 | 2 | 中一種免は必修 教育課程の意義及び編成の方法を含む 進路指導を含む カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。 中一種免、高一種免 養一種免 養一種免 中一種免、高一種免 中一種免 中一種免 高一種免 高一種免 |
| | 教 育 学 概 論 | 2 | |
| | 教 育 ・ 学 校 心 理 学 | 2 | |
| | 教 育 行 政 論 | 2 | |
| | 特 別 支 援 教 育 | 2 | |
| | 道 徳 教 育 論 | 2 | |
| | 特別活動・総合的な学習指導論 | 2 | |
| | 教育課程・教育方法論 | 2 | |
| | 教育現場におけるICT活用 | 1 | |
| | 生徒指導・キャリア教育指導論 | 2 | |
| | 教 育 相 談 | 2 | |
| | 教職実践演習（中・高） | 2 | |
| | 教職実践演習（養護） | 2 | |
| | 養 護 実 習 | 5 | |
| | 教 育 実 習 I | 2 | |
| | 教 育 実 習 II | 2 | |
| | 教 育 実 習 指 導 | 1 | |
| | 国 語 科 教 育 法 I | 2 | |
| | 国 語 科 教 育 法 II | 2 | |
| | 国 語 科 教 育 法 III | 2 | |
| | 国 語 科 教 育 法 IV | 2 | |
| | 英 語 科 教 育 法 I | 2 | |
| | 英 語 科 教 育 法 II | 2 | |
| 英 語 科 教 育 法 III | 2 | | |
| 英 語 科 教 育 法 IV | 2 | | |
| 計 | 51 | | |
| 学芸員に関する科目 | 博 物 館 学 概 論 | 2 | 博物館情報・メディア論 学内実習 館園実習 |
| | 博 物 館 経 営 論 | 2 | |
| | 博 物 館 展 示 論 | 2 | |
| | 博 物 館 資 料 論 | 2 | |
| | 博 物 館 資 料 保 存 論 | 2 | |
| | 博 物 館 教 育 論 | 2 | |
| | 生 涯 学 習 概 論 | 2 | |
| | 情報メディアの活用 | 2 | |
| | 博 物 館 実 習 I | 2 | |
| | 博 物 館 実 習 II | 1 | |
| | 計 | 19 | |
| 司書に関する科目 | 生 涯 学 習 概 論 | 2 | |
| | 図 書 館 概 論 | 2 | |
| | 図 書 館 制 度 ・ 経 営 論 | 2 | |
| | 図 書 館 情 報 技 術 論 | 2 | |
| | 図 書 館 サ ー ビ ス 概 論 | 2 | |
| | 情 報 サ ー ビ ス 論 | 2 | |
| | 児 童 サ ー ビ ス 論 | 2 | |
| | 情報サービス演習Ⅰ | 1 | |
| | 情報サービス演習Ⅱ | 1 | |
| | 図 書 館 情 報 資 源 概 論 | 2 | |
| | 情 報 資 源 組 織 論 | 2 | |
| | 情報資源組織演習Ⅰ | 1 | |
| | 情報資源組織演習Ⅱ | 1 | |

一次頁に続くー

| 授業科目の区分 | 授 業 科 目 | 単位数 | 備 考 |
|-----------------|---------------|-----|-----|
| | 図 書 館 基 礎 特 論 | 1 | |
| | 図 書 館 サービス特論 | 1 | |
| | 図 書 ・ 図 書 館 史 | 1 | |
| | 計 | 25 | |
| 学校図書館司書教諭に関する科目 | 学校経営と学校図書館 | 2 | |
| | 学校図書館メディアの構成 | 2 | |
| | 学習指導と学校図書館 | 2 | |
| | 読書と豊かな人間性 | 2 | |
| | 情報メディアの活用 | 2 | |
| | 計 | 10 | |

■ 別表5 授業料、入学金その他の費用

| 学 部 | 入学金 | 授業料 | 実験・実習料 | 計 |
|--------|----------|------------|----------|------------|
| 総合人間学部 | 300,000円 | 980,000円 | — | 1,280,000円 |
| 地域経営学部 | 300,000円 | 980,000円 | — | 1,280,000円 |
| 看護学部 | 300,000円 | 1,180,000円 | 300,000円 | 1,780,000円 |

総合人間学部および地域経営学部において、上記以外に実験・実習料として実費を徴収することがある。

山陽学園大学学則 変更部分の新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(削除)</p> <p>附 則 <u>この改正は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> | <p><u>第3条の2 本学において、次の専攻科を設置する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>助産学専攻科</u></p> <p><u>② 助産学専攻科に関する事項は、別に定める。は次のとおりとする。</u></p> |